

自動車用亜炭および亜炭コークス等の利用促進対策について

最近我国における自動車数は、急速に増加してゐるにきかかわらず、その主要燃料であるガソリンは、漸次供給減少の傾向にあつて、今後一層嚴重な消費規正を行わざるを得ない状況である。しかも、その不足を補てんする代用燃料中大塚を占める木炭および薪は、いづれも森林資源によるものであり、治山治水の見地からみて多くを望むことができないので、運輸省では遂次亜炭、亜炭コークス等の地下資源を活用させるよう推進してゆく方針である。これに即應して、通商産業省では木炭、または薪に代る優良な自動車燃料として低廉で良質な亜炭、亜炭コークス等の供給を確保し、併せてこれが需要の拡大に努めるため、運輸、通商産業両省共同して、別記要領により自動車用亜炭および亜炭コークス等の利用促進を図るものとする。

別記 自動車用亜炭および亜炭コークス等の利用促進実施要領

一、優良亜炭コークスの供給確保について

の存続、亜炭コークスの生産適格工場の認定

自動車用亜炭コークスとしては低廉、均質でしかも一定基準以上の規格に適合するものを供給することが要請されるので、資源庁において亜

炭乾留工場からの申請に応じ、これを別に定める基準に従い、適格工場として認定する。これら適格工場に対しては、重点的な指導育成を行う。この資金貸付の斡旋

原則として現存施設を活用し増産を図るが、必ず必要あるときは、優良乾留炉の設置の設置に要する資金貸付を斡旋する。

の生産者団体の指導

生産者が相互に団体を結成し、品位の向上、経営の合理化、普及宣傳等を自治的に実施するよう所帯の指導を行う。

二、亜炭コークスおよびガス発生装置の性能向上について

品位の向上を図るため、亜炭コークスの自動車用燃料としての性能およびこれを供用する自動車用ガス発生装置について、次の通り試験、研究等を行う。

の適性試験

A 地方試験

陸運、通商産業両局共同して産地別、炭種別に亜炭コークスを適宜選定の上、別紙要領により試験を行う。

B 中央試験

運輸省と資源庁は、共同して地方試験の結果をいんぐとして亜炭コーク
スの自動車用燃料としての適性基準を明確にするため、中央に於いて
総合的な試験を行う。中央試験の要領については別に定める。

二 乾り、かゝ技術の指導

資源庁は、右の適性試験の結果をいんぐとして亜炭乾り、かゝ技術の向上を
図るため、技術の指導を行う。左記工業技術庁燃料研究所において、随時
乾り、かゝ技術講習会を開催する。

三 ガス発生装置の研究

運輸省に於いては、適性試験の結果明確になつた亜炭コークスの性質に
適合する優良な亜炭コークスがガス発生装置の研究を指導する。

四 優良代燃装置の認定

自動車用優良代燃装置および同部品認定規則（昭和二十三年運輸省令
ヲ十五号）により優良な亜炭コークスがガス発生装置の認定を行う。

三 需要の喚起に於いて

需要の拡大を図るため、次の措置を行う。

一 供給懇談会の開催
生産者、需要者、自動車用ガス発生装置製造業者等を召集し、亜炭コーク

ス供給懇談会を適宜開催する。

二 需要者に対する勧奨

運輸省と資源庁は、共同して自動車燃料として亜炭コークスを活用させ
るよう勧奨し、なほ必要ある場合には適性試験の他の成績を勘案し
て優良亜炭コークスの推薦を行う。

三 ポスター、パンフレットの作成は、ん布

四 自動車用亜炭コークスに於いては、亜炭コークスに用いる第一
項第一号を除き、前各項を準用する。

通商規格 工場認定基準

一 石灰質炭質および木質を通じ、通商産業局において確實と認められた試験所において分析した結果が、JESの日本鋸山規格九一〇ニ号に定める試験規格に合格すると認められる亜炭コークスを生産する工場。
二 炭質優良であつて優秀な乾りゆゑ施設および技術をもちつてあると認められる工場。
三 現に稼働中のもので生産能力が月三口以上、乾りゆゑ施設をもちつてい

る工場。
四 買炭により操業をしていゝる工場においては、炭質優良な炭質から引き続き買炭をしていゝるものに限定する。

五 前各項に適合してまゝの各号に該当するものは除外する。

- (一) 一定品位の製品を継続して確實に生産するに不適當と認められるもの。
- (二) 立地条件の不良なものと認められるもの。
- (三) 経営の不良と認められるもの。
- (四) 保安監督上不適当と認められるもの。

通商試験用亜炭および亜炭コークス等の試験採取方法について

- 一 通商試験用亜炭コークスの試験の採取は、通商産業局および陸運局監督の下にJESの日本鋸山規格九一〇ニ号に定める試験採取方法を準用して、該当生産工場において定期的に生産されたもののうち必要量を採取する。
- 二 採取せる試験料は通商産業局において分析の上、列表第一に記入する。
- 三 亜炭および石灰質コークスについては、右に準ずる。

96

昭和23年度及昭和24年度第1、2半期並發出費実績表

軍任支

局 別	昭 和 2 3 年 度				合 計	昭和24年度
	第1半期	第2半期	第3半期	第4半期		第1半期
札 幌	15,409	16,992	10,918	7,239	51,138	6,173
仙 台	207,281	202,222	214,587	234,750	858,846	181,616
東 京	63,188	60,324	52,327	56,983	239,822	52,705
名 古 屋	271,584	206,763	246,432	285,062	1,009,853	186,813
大 阪	35,875	32,394	34,099	30,116	132,484	24,284
広 島	12,689	7,989	9,343	2,422	32,449	8,083
四 国	10,358	9,650	8,160	2,212	36,380	9,226
福 岡	12,949	11,951	10,182	2,293	43,375	4,569
合 計	629,333	548,271	593,054	639,689	2,410,347	473,477 527,937

裏面白紙

昭和18年~昭和23年間のコ-ライト出炭高表

(単位 吨)

局別	府縣別	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
札幌	北海道						164
仙	青森	2,770	2,856	924	770	78	114
	岩手	22,986	28,803	19,792	12,595	8,817	6,621
	宮城	29,819	41,841	18,755	18,897	6,876	4,934
	秋田		284	487	475	237	314
	山形	13,784	14,480	7,852	4,529	1,405	2,632
台	福島	5,348	5,528	4,577	4,075	3,076	2,128
	計	74,707	93,792	51,987	41,542	20,489	16,743
東	群馬	2,128	1,521	1,374	1,899	1,280	1,426
	新潟						306
	長野	377	150				465
京	計	2,505	1,671	1,374	1,899	1,280	2,197
	岐阜	4,986	12,954	9,836	6,281	18,397	7,827
名	愛知	7,093	879		530	290	1,694
	三重	438			414	98	92
	石川	51			113	9	888
	富山				132	87	
大	計	12,568	13,833	9,836	7,470	18,881	10,501
	函館	950					84
阪	京都						76
	大阪						9
	兵庫						251
	奈良				399	809	1,205
	和歌山				676	520	
福	計	950			1,075	1,329	1,625
	福岡			1,623	2,322	357	378
關	大分			1,457	1,871	589	76
	宮崎			74	250	308	16
	佐賀						236
合	計	90,730	119,296	66,253	56,429	43,233	31,936

燃料別車輛数 燃料所要量及割当量率

運輸用自動車及車輛課

車輛数	24 1/4	2/4	3/4	3/4	燃料所要量					
					ガソリン kg	灯油 kg	薪 kg	木炭 kg	コ-ライト kg	天然ガス kg
燃料所要量	24 1/4	230,000	2,370	140,000	222,000	12,906	5,500			
	2/4	243,000	8,700	142,000	224,000	10,600	6,000			
	3/4	263,000	10,600	148,000	223,000	9,200	6,370			
	3/4									
燃料割当量率	1/4	67.53%	3.90%	167.69%	59.52%					
	2/4	29%	53%	120%	27%					
	3/4	68.10%	5.45%		87.00%					
	3/4	28%	63%		39%					

燃料所要量

- 整備率 80%
- 稼働日数 貨物自動車 25日
乗用車 22日
- 一日走行料 貨物自動車 70料
乗用車 60料
- 1台当り燃料消費量 貨物自動車 1.04料
乗用車 0.78料

1-ライトの1台当り所要燃料 1.82 吨